

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制 等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程

(制定：令和４年５月19日 和歌山県公安委員会規程第８号)

(概要)

この規程は、インターネット異性紹介事業者に対する指示又は事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めたものです。